

地下水の水質汚濁に係る環境基準のしおり

令和 7 年 5 月
石 川 県

地下水の水質汚濁の環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、地下水の重要性等を踏まえ、地下水の水質保全のための諸施策を総合的な観点から強力に推進する際における共通の行政目標として、国において設定されたものです。

- (1) 人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定されており、この値は、全シアンについては急性毒性の観点から定められたものですが、その他の項目については長期的摂取に伴う健康影響を考慮して定められたものです。
- (2) 地下水は基本的には清浄であるべきものとして認識されていることから清浄な状態のまま保全されることが望ましく、環境基準は基準値まで汚染を許容するという考え方に基づき設定されたものではありません。
- (3) 環境基準達成のための対策としては、水質汚濁防止法における有害物質を含む水の地下浸透規制、有害物質により汚染された地下水の浄化措置命令等の措置等が設けられています。

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

(改正 平 10 環告 23、平 11 環告 16、平 20 環告 41、平 21 環告 79、平 23 環告 95、平 24 環告 85、平 26 環告 40・環告 127、平 28 環告 31、平 31 環告 54、令 2 環告 35、令 3 環告 63、令 7 環告 41)

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第 2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第 3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)

第 4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 の 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-77 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（中略）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c）（注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）又は 5.2（中略）及び 5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
水環境グループ TEL(076)225-1491(直通)FAX(076)225-1466

E-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp
(HP) <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>